

(別紙様式5)

年 月 日

一般社団法人 日本食品認定機構 理事長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ペルー向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出水産食品の詳細 (日本語・英語併記のこと)

- (1) 輸出者の名称、所在地 (郵便番号を含む。) (別紙様式6のI.1.関係)
- (2) 輸入者の名称、所在地 (郵便番号を含む。) (別紙様式6のI.5.関係)
- (3) 輸出水産食品の生産海域 (別紙様式6のI.8.関係) (※1)
- (4) 仕向先国 (別紙様式6のI.9.関係) (※2)
- (5) 認定施設の名称、所在地及び認定番号 (別紙様式6のI.10.関係)
- (6) 出港地 (別紙様式6のI.11.関係)
- (7) 出港日 (別紙様式6のI.12.関係)
- (8) 到着地 (別紙様式6のI.13.関係)
- (9) 輸送方法(次のア. からウ. までのいずれか1つにチェック)(別紙様式6のI.14.関係)
ア. 航空機 イ. 船舶 ウ. その他 (具体的な方法を記載:)
- (10) 輸送機関の名称 (別紙様式6のI.14.関係) (※3)
- (11) 梱包数(別紙様式6のI.15.関係)
- (12) 正味重量 (別紙様式6のI.16.関係)
- (13) 総重量 (別紙様式6のI.17.関係)
- (14) 製品温度(次のア. からウ. までのいずれか1つにチェック)(別紙様式6のI.18.関係)
ア. 常温 イ. 冷蔵 ウ. 冷凍
- (15) 製造日及び有効期限 (消費又は賞味期限) (別紙様式6のI.19.及び20.関係)
- (16) コンテナ番号及びシール番号(別紙様式6のI.21.関係) (※4)
- (17) 原産地域 (別紙様式6のI.23.及び24.関係)
天然

国名及び漁獲水域 (漁獲水域は別添2 FAO 漁獲統計海区に準じて記載のこと)

□養殖

養殖場の名称

所在地

- (18) 輸出水産食品の名称及び種類(別紙様式6のI.26.関係)
- (19) 輸出水産食品の魚種(学名及び英名)(別紙様式6のI.26.関係)(※5)
- (20) 輸出水産食品のHSコード(別紙様式6のI.26.関係)
- (21) 処理方法(次のア. からウ. までのいずれか1つにチェック)(別紙様式6のI.26.関係)
□ア. 冷蔵 □イ. 冷凍 □ウ. 加工済
- (22) 輸出水産食品ごとの梱包数、正味重量(別紙様式6のI.26.関係)(※6)
- (23) 梱包方法(別紙様式6のI.26.関係)
- (24) 製品のロット番号(別紙様式6のI.26.関係)
- ※1 輸出水産食品が冷凍又は加工された二枚貝の場合にのみ記載。貝毒の監視海域等、可能な限り詳細な生産海域を記載すること。
- ※2 輸出水産食品がペルーを経由し第三国に再輸出される場合には、最終仕向け先国名を記載すること。
- ※3 (9)において、ア.航空機を選択した場合には便名及びAWB番号、イ.船舶を選択した場合には、船名及びBL番号を記載すること。
- ※4 申請時に不明なときは、証明書発行までに、任意の様式により証明書発行機関に届出を行うこと。
- ※5 「未加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。
- ※6 荷に複数の品目を含む場合には、品目ごとに記載すること。

2. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ペルー政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ア. 輸出水産食品は、認定施設において加工等がなされたものであること。
 - イ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令に遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。
 - ウ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で取り扱われた食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。
 - エ. ペルーの基準に適合することを確認していること。
 - オ. 輸出水産食品の原料は、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)及び持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づき、水産防疫上適切に取り扱われたものであること。

り、感染症による潰瘍や白斑等の目に見える異状が認められないこと。

3. 担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）